

公共工事等の前払金制度実施要綱 新旧対照表

改正後 (R3.5.1～)	改正前
<p style="text-align: center;">公共工事等の前払金制度実施要綱</p> <p style="text-align: center;">〔昭和40年 8月28日 監第2056号〕 改正〔昭和52年 5月27日 監第 354号〕 〃〔昭和54年 7月24日 財第 401号〕 〃〔昭和62年 1月14日 財第 18号〕 〃〔平成 8年 6月14日 監第 749号〕 〃〔平成10年11月30日 監第1463号〕 〃〔平成11年 3月24日 監第 315号〕 〃〔平成15年 3月28日 監第 501号〕 〃〔平成16年 3月25日土管第 300号〕 〃〔平成27年 3月 2日土管第 158号〕 〃〔平成28年 7月21日土管第 504号〕 〃〔平成29年 4月17日土管第 301号〕 〃〔平成30年 4月24日土管第 359号〕 〃〔平成31年 4月22日土管第 470号〕 〃〔令和 2年 4月27日土管第 411号〕 〃〔令和 3年 4月28日土管第 400号〕</p> <p>工事等で請負に付するものについては、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第5条の規定に基づき、登録を受けた保証会社の保証に係る工事等に限り、次に掲げる範囲および割合において、前払金の特約をすることができる。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 附則 (1)～(3) (略) (4) 平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金(2の(1)(イ)に定めるものに限る。)で、令和4年3月31日までに払い出しが行われるものの1の(1)の適用については、1の(1)中「労働者災害補償保険料および保証料」とあるのは「および現場管理費ならびに一般</p>	<p style="text-align: center;">公共工事等の前払金制度実施要綱</p> <p style="text-align: center;">〔昭和40年 8月28日 監第2056号〕 改正〔昭和52年 5月27日 監第 354号〕 〃〔昭和54年 7月24日 財第 401号〕 〃〔昭和62年 1月14日 財第 18号〕 〃〔平成 8年 6月14日 監第 749号〕 〃〔平成10年11月30日 監第1463号〕 〃〔平成11年 3月24日 監第 315号〕 〃〔平成15年 3月28日 監第 501号〕 〃〔平成16年 3月25日土管第 300号〕 〃〔平成27年 3月 2日土管第 158号〕 〃〔平成28年 7月21日土管第 504号〕 〃〔平成29年 4月17日土管第 301号〕 〃〔平成30年 4月24日土管第 359号〕 〃〔平成31年 4月22日土管第 470号〕 〃〔令和 2年 4月27日土管第 411号〕</p> <p>工事等で請負に付するものについては、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第5条の規定に基づき、登録を受けた保証会社の保証に係る工事等に限り、次に掲げる範囲および割合において、前払金の特約をすることができる。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 附則 (1)～(3) (略) (4) 平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金(2の(1)(イ)に定めるものに限る。)で、令和3年3月31日までに払い出しが行われるものの1の(1)の適用については、1の(1)中「労働者災害補償保険料および保証料」とあるのは「および現場管理費ならびに一般</p>

公共工事等の前払金制度実施要綱 新旧対照表

改正後 (R3.5.1～)	改正前
<p>管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」と読み替えるものとする。この場合において、現場管理費および一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額に係る前払金については2の(1)(イ)に定める範囲内の額の100分の25を上限とする。</p> <p>附則 この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。</p>	<p>管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」と読み替えるものとする。この場合において、現場管理費および一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額に係る前払金については2の(1)(イ)に定める範囲内の額の100分の25を上限とする。</p> <p>附則 この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。</p>

公共工事等の前払金制度実施要綱 新旧対照表

改正後 (R3.5.1～)	改正前
<p>附則 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和3年5月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。</p>